

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和3年1月18日(月) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後5時26分

場所 委員会室棟 大会議室
委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 皆川 巖
副委員長 土橋 亨
委員 浅川 力三 河西 敏郎 白壁 賢一 猪股 尚彦
渡辺 淳也 向山 憲稔 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事(次長事務取扱) 小澤 浩
資産活用室長 小澤 浩 行政経営管理課長 保坂 一郎
森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一 森林環境部次長 保坂 陽一
森林環境部技監 山田 秋津 県有林課長 小沢 武雄

議題 (付託案件)

第120号 和解の件
第121号 和解の件

会議の概要 12月25日の本特別委員会の審査において要求した資料について執行部から説明を受けた後、質疑を行った。

主な質疑等

※12月25日の本特別委員会の審査において要求した資料について

質疑

渡辺委員

提出されました資料に基づいて質疑をさせていただきたいと思います。

まずは、本委員会に付託されました第120号議案、第121号議案を撤回の御意向だということは承りました。皆様方の御説明のとおり、住民訴訟が提起されたことの重要性を鑑みますと、やはり判決を司法の判断を求めていくことが適切ではないかと私も思っております。

また、本日提出されました歴代知事の意見書にもあるとおり、その御意向に従って利害関係者の名誉を守るためにも、司法の場にてそれを主張され、そして立証されるべきだと考えております。

また、それとは別に、本日先ほど御説明いただきました第13回口頭弁論調書の2ページ目の、先ほど御説明いただきました被告の発言、足立訴訟代理人ですけれども、このように述べられているということですので、県としても同様のお考え、そして判断。つまりは、提案理由の説明に対して、裁判所から民

事訴訟法第89条の規定による和解の試みがなされたと記載されているが、裁判所からは和解の勧誘はされていないということでよろしいのでしょうか。

保坂行政経営管理課長 そのとおりでございます。

市川総務部長 補足をさせていただきます。

委員の御質問の背景には、この調書にある表現と、私どもが提案理由について事実と異なるものではないと、私が答弁してきたこととの整合性に関心を持っての御質問だと理解しております。

その点で、補足的に私のほうから申し加えさせていただきますと、提案理由にありました、御指摘の「裁判所から和解の試みがなされた」という記述でございます。これについて、裁判長から「裁判所は和解の手続はしていない」という発言がございました。この御発言は、裁判所は積極的な和解勧告という意味での和解の試みまではしていないという趣旨と理解し、そのため、まさにこの口頭弁論調書にありますように、裁判長の発言後、被告として裁判所から和解の勧奨はされていないという旨の発言をしたところでございます。

提案理由の記述に関しましては、これまでも答弁させていただきましたが、裁判手続において、裁判官の関与のもとで、和解に向けた協議があったという趣旨でございましたので、事実と異なるものを示したわけではございませんが、既に撤回請求をした議案でありまして、事実と異なるものを示したわけではないのですが、ただ、口頭弁論の裁判長の指摘と照らし合わせて考えてみますと、提案理由の記述につきましては「裁判所から和解の試みがなされたので」ではなく、「裁判手続において裁判官の関与のもとで和解に向けた協議があったので」としていれば、よりわかりやすいものとなっていたのかなと思っております。かつ、このように委員の先生方から何度も御指摘を受けるような事態にもならなかったのかなと思っております。

そういう意味では、よりわかりやすい表現としていなかったことにつきましては、反省しているところでございます。今後どのような議案を提出する場合であっても、わかりやすい提案理由となるよう注意してまいりたいと思っております。

渡辺委員

県の主張もあるのかもしれないですけれども、この和解の理由については、総務部長御説明のとおり、議会に対して正確な、誰からも疑念を抱かれることのない提案理由の説明ではなかったと、私も考えております。実際のところ、基本的には法令を遵守して司法の判断に従うという、法治国家の基本になることですから、そして、今回のこの件は、誤解を恐れずに言いますと、議会に対して不正確な提案理由の説明をして、承認をお願いしたという、大変重要な問題だと私は考えております。

そのために、議会は提案理由の賛否を判断し、議案の内容について審議を尽くしていくわけですから、しっかりと、その辺は重く受けとめていただいて、今後も対応していただきたいと思います。

ただ、今回の一連のこの第120号議案、第121号議案も含めてですが、第120号議案を取り下げる、あるいは第121号議案を新たに提案するということに対して、議会に対して事前に何の説明もなく、本会議で突如の提出という対応。そして今の提案理由の説明に誤解を生じるような書き方をしてしまったことは、大変議会にとって不誠実な対応であると私は思っております。

そして、委員長がおっしゃられたように、この第120号議案、第121号議案の撤回については、本会議でなされるわけですが、それより前に今回の第120号議案、第121号議案の撤回、提案、最終的な撤回に至る、そして提案理由の説明を含めて、全議員に対して説明を行う必要があるかと思っております。

このことについては、議長を中心とした議運の委員の方に相談して、執行部説明会を開き、別の機会ですべて全議員に対して説明を行い、その御理解を得ていくことが、信頼関係が崩れようとしているこの執行部と議会の関係を正常化に戻すための大変重要な機会だと思いますので、ぜひ別の機会に執行部説明会を開催して、そういった対応をしていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

市川総務部長 議会の運営でありますので、その機会を御用意いただければもちろんどこでも議会に対してきちんと御説明してまいりたいと思います。
ただ、やるべきかどうかという御判断は議会側のほうだと思いますので、そこは差し控えます。

渡辺委員 ぜひ、御協議をお願いいたします。
そして、これに関連して、今回、何度も申し上げますが、第120号議案の取り下げや、第121号議案のさらなる提出も含めて、また提案理由の説明についても、足立弁護士の御助言によるものだという答弁を承知しておりますが、実のところ、今回の提案理由を裁判長の指示もなく勝手に解釈して、その勝手な解釈を県に伝えて、このような提案理由の説明となり、議会と執行部の信頼関係を著しく損なわせることになった足立訴訟代理人の責任は、私は大変重いものだと考えております。

そもそも、訴訟代理人を請け負っておきながら、以前の訴訟代理人が敗訴するとは考えていないと言っているにもかかわらず、このままでは敗訴すると放言していること。また、訴訟の途中で主張を大きく転換したことで、県に対する裁判所の心証を悪くしたこと。さらには、今回の提案理由の件で、裁判長から叱責を受け、あろうことか、その叱責に反論して、さらに強い叱責を受け、県に対する裁判所の心証を著しく悪くしたこと。そんなようなことなどから、本訴訟代理人には強い不信感を抱かざるを得ないんですが、県は現時点でも、本件住民訴訟におけるこの代理人に全幅の信頼を寄せて、今後も訴訟の遂行をさせていくおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

市川総務部長 現時点においても、足立弁護士に引き続き訴訟代理人を務めていただきたいと思いますと考えてございます。

渡辺委員 そのことを踏まえて、以前いただいた資料によりますと、昨年7月1日付で足立弁護士に対して顧問契約の変更及び訴訟委任契約が締結されたと承知しております。これについても、後日不正確な記載が正確なものに変わったということではありますが、本件住民訴訟の遂行及び県の顧問弁護士以外に、足立弁護士が担当している業務はあるのでしょうか。

保坂行政経営管理課長 足立弁護士の業務につきましては、この本住民訴訟の訴訟代理人、それから県の顧問弁護士という、その2つになってございます。

渡辺委員 そのことを踏まえまして、質問をかえさせていただいて、足立弁護士には、本件住民訴訟の裁判費用及び顧問弁護士費用以外に、足立弁護士本人、これは事務所も含めてです。所属事務所を含めて、また足立弁護士が役員を務める会社などに対して、報酬、対価、費用を問わず、山梨県から支払っているものはあるんですか。

保坂行政経営管理課長 足立弁護士には顧問料として月20万円、それから訴訟代理費用とし

て委任契約として月20万円、これをお支払いしております。

渡辺委員 それは承知しています。それ以外にあるのかとお伺いしています。

市川総務部長 済みません、今のは総務部が少なくとも把握しているものですので、ちょっと今の委員の質問に網羅的にお答えする資料は、今持ち合わせてございません。

渡辺委員 それでは、改めて委員長に、足立弁護士に対して、本件住民訴訟裁判費用及び顧問料以外に、その本人、または所属する弁護士事務所、そして足立弁護士が役員を務める会社などに報酬、対価、費用などの名目を問わず、山梨県から支払っている金銭はあるのかについて、書面にて資料要求をお願いしたいと思います。

皆川委員長 ただいま渡辺委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 異議なしですね。わかりました。じゃ、よろしくお願いたします。

渡辺委員 資料請求をもう一点なんです、今回第120号議案、第121号議案を撤回されるとはいつても、今後この委員会が県有地の問題を審査していくに当たって、第13回口頭弁論の準備書面、証拠提出等を含めた裁判資料の御提供を改めて要求したいと思います。

皆川委員長 渡辺委員からの要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 よろしくお願いたします。

それから、先ほど渡辺委員からありました執行部説明会につきましては、執行部のほうから議長のほうに開催を申し出ていただきたいと思います。

市川総務部長 御指示であれば、そうさせていただきます。

小越委員 提出いただきました会議録についてお伺いします。

私は、7月29日以降の会議録のメモ、会議録の提出をお願いしました。そうしたら、前回の3回分しかない。会議録もメモもない。ないってどういうことですか。ありませんということ誰が信用します？何か隠しているんじゃないですかと思ってしまいます。

このメモがないとしたら、県庁組織ってそういうところなんですか。こんな大事な100年の県有林のあり方を考えるときに、この3枚のメモで決めましたと、そんな組織ありますか。

知事は、公文書の管理をしっかりしようと言っています。知事レクに行くときに、黙って何もしないで、資料もなく、その後の報告もないなんてあり得ませんよ。何で資料がないのか。なぜメモがないのか。県庁はそんな体質なんですか。何か隠しているんですか。そこをまずはっきり言ってください。

小沢県有林課長 資料につきましては、3点の会議記録以外の存在を確認することができませんでした。

小越委員 そうしたら、県庁という組織は、大事なことを決めるのに口頭で「はい、わかりました、そうですね」とするということですよ。ほかの議案についても、ほかの大事なことについても、こんなやり方をしていることはあり得ない、考えられない。会社でもこんなことをするわけないですよ。私は、この問題は大きな問題になると思います。こんなことで県庁の組織が回っているとしたら、とんでもないですよ。

前回のメモの書き方でいきますと、1枚目のところに藤田弁護士が言っていることが書いてあります。「藤田弁護士」と書いてあります。「現況を所与とすべきとの澤野意見書を受けた準備書面、検討中」とあります。「6月末ごろに知事に相談したい」と書いてあります。つまり、藤田弁護士は現況を所与とすべきということを知事に6月末ごろに準備書面で言おうと思っている。ところが、このメモによりますと、そのすぐ下に「鑑定をお願いしている嶋内氏には知事の澤野意見書に対する疑問点は伝えた。(どう判断するか?)、作成者(小澤)の所感」と書いております。これは小澤資産活用室長だと思うんですけども。ということは、藤田弁護士が、6月末に、澤野意見書に基づく準備書面を知事に相談したいと言っているにもかかわらず、6月4日のこの時点で、既に知事は澤野意見書を見ていたんですよ。知事の疑問点について、県の職員に言っているわけですよ。そして、その疑問点を県の職員が嶋内鑑定士に伝えているんですよ。6月4日に藤田弁護士は、これから知事に言おうと思ったけど、知事はもう知っていた。嶋内鑑定士にそのことを伝えろと指示している。6月4日より前に、知事は澤野鑑定書を見て、これはまずいと思って、県有林課か行政管理課に指示を出しているはずなんです。この記録はどこにあるんですか。知事はいつ、どこで、誰に、何を言ったのか。藤田弁護士の説明をする前に、恐らく5月14日に澤野鑑定士の鑑定意見書が出されている。それを、すぐに知事が見た。そして、知事が澤野鑑定について、これじゃだめじゃないかと指示をしたんじゃないですか。その記録、知事が誰に、いつ、どうやって澤野鑑定士の意見を言ったのか、示してください。

小澤資産活用室長 私の記憶で大変恐縮でございますが、知事が澤野意見書をごらんいただいて、我々には秘書課を通じまして、問題点があるということで、我々も知事の問題意識が伝わってきております。

問題点については、澤野意見書のほうで、土地の基礎価格を求める際に、借地権割合を控除するという点について疑問があるということで、知事からここについて疑問があるということ、我々にも伝わっております。我々につきまして、澤野意見書にある裁判例、その他の判例等を見ましたところ、確かに借地権割合を引いているものを、そのまま是認している裁判例もあれば、これを否定している裁判例もあるということで、これについては、まだ疑問があるところでございます。

小越委員 それを書いたものはありますか。

小澤資産活用室長 会議録は、済みません、取っておりません。

小越委員 知事から言われたことを、部下や、ほかの課に言うときにメモはないんですか。報連相の何もないですよ。そんなこと県庁がやっているんですか。

小澤資産活用室長 我々のほうに秘書課から伝わったことは、今言ったような内容でございまして、それについて裁判例とかを調べたものは我々の手元にはございますが、指示そのものを記録には残しておりませんでした。

小越委員 指示というのは、文書もなく、ただ口頭で言ったからやるということですよ、県庁の今の組織は。そういうところなんですね、県庁というところは。知事がこういうことを言ったら、わかりましたとか言って、それをそんたくして解釈してどんどんやるということですよ。議事録も会議録もメモも何も指示もない。そういう組織なんですか、県庁は。あり得ませんよ、そんなこと。

この2枚目のメモです。前回も聞きましたけども、これは知事が言ったということになっているんですよ。2枚目のメモで「(知事) 最有効使用を前提ですよ(一般的な)」、「(知事) 貸した途端に値段が下がるのはおかしい→(林務長) 割60%+権利金」、「(林務長) 権利金なしで割合を見ることはおかしい」、「(林務長) 公示価格が出た時点で評価したい OK?」。この知事と林務長のやり取りを、もう少し詳しく説明してください。

金子林務長 書いてあるとおりですが、これは先ほど小澤室長が申し上げていた澤野意見書に関する借地権割合の控除のやり取りとなります。その意見書によりますと、別荘地だと40%の借地権割合相当額の控除が行われていると。借地権というのはあるんですが、借地権割合の控除を行うかというところが論点になっておりまして、貸付において、県有林では一時金、この場所については一時金を受領していないということで、この控除を行うのは適当ではないのではないかとということです。

県有林において借地権を認めている事例が、清里の森別荘地で土地の価格の2分の1相当額の一時金をいただいております。これは具体的には約95億円の一時金をいただいております。清里の森でかかった造成費用というのが、大体53億円程度で、これに資金調達コストとかもあります。残りのお金でその後の30年間の維持修繕費を賄っているというような状況がございまして、こういった一時金を取得するところと、そうでないところの割合を見ていくのはおかしいのではないかと、こういうようなやり取りです。

公示価格が出た時点で評価したいというのは、コロナ禍の際でございまして、もし昨年中にこれをやるとなると、1月1日の評価が3月に発表されるわけですので、コロナの影響が始まる前の値段で評価することになってしまって、そうするとコロナの影響がその中に反映できないと。なので、これはコロナ禍の影響が出てくることしの1月1日で、これが3月後半に公表されるんですが、その時点で評価をしたいといった意味でございまして。

小越委員 そのことは、次の澤野鑑定士とのお話の中で、また出てくるかと思えます。その次です。「富士かんさんがかわいそう」と知事が言っています。この「富士かさん」とは、正式名称はどこを指しているんですか。

金子林務長 富士観光開発株式会社様だと思います。

小越委員 富士観光開発ですね。知事がそう言ったんですね。富士観光開発さんがかわいそうだと。何でかわいそうなんですか。

金子林務長 これは、土地の評価の中で、以前は不動産研究所が行った価格等調査で賃料を算出していましたが、その基準となる場所が開発見込みの森林というところで、富士観さんのスキー場と、富士急さんのゴルフ場で、これが全く同じ場所

の基準価格を使用したということになると、片方はかなり平らなところで、片方は山、それが同じであるのは適当なのかというような意味でおっしゃったのではないかと。その評価が、もしゴルフ場の平らなところの評価が正しいのであれば、傾斜地が同じであるということになると、それはかわいそうなのではないかというような意味だと考えております。

小越委員 　それで、丸をして「要検」と書いてありますよね。私は、これを要検討だと思ったんですけど、この丸「要検」は、何を検討しろという指示なんですか。

金子林務長 　これは、現況を所与として算出していくということが適当、その最有効使用というところにも関係してきますが、そういうところをきちっと、それぞれの場所ごとに鑑定評価をするなりの方法で、きちっと検討していくという意味の要検だと思います。

小越委員 　要検討を、どのように検討したんですか。

金子林務長 　これまでも申し上げていますが、それぞれの場所で現況に応じた評価をするということを検討してまいりました。

小越委員 　検討したその議事録はないんですよね。会議録も何もないんですよね。その次に「状況によってフェアにやってほしい」と知事が言っていますが、これはどういうことですか。

金子林務長 　これは、土地の貸付については、いろいろな議論がある中で、予見を持たずにしっかりと適正に検討・実施をしていけというような御指示だと考えております。

小越委員 　ということは、この時点ではフェアじゃなかったということ、知事は指示を出したということですか。

金子林務長 　そのようには考えてはございません。しっかりと適正にやれという指示だと考えております。

小越委員 　富士急さんと富士観さんで、同じ場所なのに値段が違う。平らと坂のところ、どうしてこんなに違うんだと。同じ評価かもしれないけど、坂と平らところで違うじゃないか。富士観さんだけ、どうしてこんなとぼっちりを、おかしいじゃないかということで、フェアじゃないよねと、知事はちゃんとやりなさいよと、要検討しなさいよと指示をしたんじゃないですか。

金子林務長 　これは議事録ではございませんので、全てが連続しているわけではなくて、この話だけをしたわけではないんですね。最終的に大事なものは、予見を持たずに、適正に土地の評価に対して取り組みという御指示でございます。

小越委員 　議事録がないんです、メモもないんです。だから、そう言っているけど、何の証拠もないでしょう。なぜメモがないのか、なぜ議事録がないのか、知事とこんなやり取りしているのに、林務長の頭の中でずっとそうですよと言ったことを、ほかの人に言わないわけがないですよ。部下に指示が出せませんよ。なぜメモがないのか、なぜ会議録がないのか、こんな組織あり得ませんよ。こんな大事なことを。

この前出してもらいました経過の説明を見ますと、少なくとも7月29日から適正な価格について検討をしてきたということが書いてあります。適正価格として、澤野鑑定士に鑑定意見書を出してほしいとオーダーした。昨年9月に契約を結んで、10月に澤野鑑定士は現地調査もしている。県は、適正賃料が県の想定どおりに出てくるはずだと思った。ところが、令和2年の準備書面でも、被告弁護側である藤田弁護士は論理を変えない。だから、鑑定書も考え方もそっくり変えるために、既に2月ごろ嶋内鑑定士に内々にオーダーしていた。

参考人招致のときに、嶋内鑑定士は「深澤政務秘書から2月ごろ声がかかった」と言っていました。横内元知事の御遺族が「兄が2月ごろ、この件についてはおさまると言っていた」と言っていました。

澤野鑑定士は、依頼を受けてから意見書を完成するまでに8カ月かかっております。嶋内鑑定士は、契約と同時に現地調査し、不動産鑑定契約を結んだのは6月22日。でも6月4日の時点で既に、嶋内鑑定士に知事の意見を伝えているとメモには書いてあるんですよ。知事が、澤野鑑定士の意見書じゃ困ると、嶋内鑑定士に伝えろと言っているんですよ。契約を結ぶ前から。

藤田弁護士が、澤野鑑定士の意見書をもとに準備書面を書こうと、6月末に知事に言おうと思っている。その前に知事はもう準備万端している。澤野鑑定士の鑑定では困るから、嶋内鑑定士にしよう、早い段階で進んでいた。嶋内鑑定士は、6月22日の契約と同時に現地調査し、9月23日に完成している。3カ月で完成しています。澤野鑑定の価格では、県の意向に反するなど、知事からの指示で裁判には採用せず、県の意向どおりである嶋内鑑定にして、藤田弁護士ではなく足立弁護士になった。

これは私の推測です。この推測で間違っていますか。合っていますか。

小沢県有林課長 間違っているかいけないかということであれば、間違っていると思います。

小越委員

どこが間違っているか言ってくださいよ。私はそう推測しますよ。今までの議事録が何もないから、メモのほうでいくと、そういうことになるんじゃないですか。このメモ3枚だけで推測していけば、知事が指示を出して、澤野鑑定士の鑑定書を先に見て、これじゃまずいから嶋内鑑定士に手を打ってもらおうと。準備万端、整えてやっているわけですよ。澤野鑑定士が8カ月かかったのが、嶋内鑑定士は3カ月でできているんですよ。

そして、3枚目のメモを見ると、藤田弁護士が現地調査に行っていますよね。3枚目のメモに、小澤資産活用室長の所感として「藤田弁護士はどうスケジュール感を持っている？借地権のことはどうなるのか不明？出せるのか？？」と書かれています。これはどういうことを言ったのか、澤野鑑定士と嶋内鑑定士では見解が違う。藤田弁護士はどうするつもりなのか困っているんじゃないかと思ったんじゃないですか。

もう時間がないから言いますけど、澤野鑑定書が県の意に反していた。だから鑑定士も弁護士もかえて、一気に方針が変更になったと、私は推測します。でも、会議録やメモがない。何もない。知事から指示されたけど、記録をとってありませんと、そんな組織ありますか。こんな大事なことを。

違うというんだったら、会議録やメモを出してくださいよ。違うという立証をしてください。私の推測が違うということを説明してくださいよ。こんな大事なことをメモ3枚で決めましたと。知事から言われたことを、一人一人が決めて、部下に指示を出すけど、文書もない。そんなことあり得ませんよ。これは、大きな問題ですよ。県庁組織が、こんなことで動いているかと、本当に怒りですよ、私は。

澤野鑑定書はなぜ入らなかったのか。それを誰が決めたのか。意図的に慌て

てかえたのか。澤野鑑定には550万円のお金を出しているわけですよ。採用しなかったことの説明がなければ、この550万円は無駄遣いです。これこそ住民監査請求になりますよ。

ずっと素地価格で裁判をやってきたのに、長崎知事になって、突然適正賃料の論議が始まった。これは、知事がかわったからかもしれませんが。現況の澤野鑑定がありながら、なぜ嶋内鑑定に、足立弁護士になったのか。20億と7億じゃ全然違うんですよ。これは富士急だけでなく、ほかの県有林にも同じことがいえるんですよ。県政運営に大きな不信が残ります。

必ず、会議録やメモを出してください。これで終わりにするわけにはいかない。これは、県庁組織の大問題だと思います。

もう一点だけ、和解のことについて聞きたいんですけども、この和解案をそもそも考えたのは誰ですか。原告弁護士ですか。それとも足立弁護士ですか。総務部長ですか。誰がこの和解案を考えたんですか。

保坂行政経営管理課長 足立弁護士と原告の代理人で和解案のすり合わせをしたと承知しております。

小越委員 足立弁護士の言われたままに総務部長が書いたかもしれませんが、足立弁護士とは顧問弁護士契約を結んでいますから全権委任して当然だと思いますけど、私も渡辺委員と同じように、こんな大きな混乱をもたらした足立弁護士に対して、ちゃんと責任をとっていただきたいと思っています。

最後に聞きたいんですけど、ことし賃料を更新すると思うんですけど、いつもなら森林協議会を開いて賃料を決めて契約を結ぶんですけども、今回、山梨県は20億円の賃料を提示して契約を結ぶということになるんですか。

金子林務長 20億円というのは、平成29年の評価時点の額になります。先ほど申し上げたように、このコロナ禍で、新規賃料の算定については、3月に公表される公示価格などを用いて出していかなければいけないと考えてございます。

小越委員 ことし更新になります。3月末にどうするかですよ。

百歩譲って、県が地方自治法違反だと主張するのであれば、適正価格ではないのに、議会の議決なく契約することは無効ですよ。今回は、議会に対して、この賃料でいきますということを、使用料・手数料の値上げと同じく、議会の議決を必要とするんですか。そこだけ最後に確認させてください。

金子林務長 適正な賃料については、今後、検証委員会等で検討していくことになります。その上で、それぞれの事情によって、例えば災害で被災したようなところの移住地の賃料など、適正な賃料でない賃料にするということであれば、そのルールや、適用につきまして、議会の御承認をいただく必要があると考えてございます。

皆川委員長 時間がなくなってしまったので、先ほど小沢県有林課長が、小越委員の推測に誤りがあると言いましたね。それについて、メモがあるかどうかですけど、はっきり確認したいので、メモは本当はないんですか、あるんですか。あるいは探せばあるとか…。

小沢県有林課長 資料に記述がありますように、今回提出した会議記録以外の資料についての存在を確認することはできておりません。

皆川委員長 ないということだね。

飯島委員 まず、県有地貸付に関する資料の提出、お礼を申し上げます。それに基づいて午前中ちょっと時間がなくて質問できなかったんですが、改めてお伺いしたいと思います。

第13回口頭弁論調書であります。前々から去年の暮れも新聞報道等でありました、鈴木裁判長からは苦言を呈され、この回でも、たしか向山委員から、鈴木裁判長の言っていることが事実と違うなら、山梨県あるいは県民がこういう指摘を受けている。誤解を受けていることを撤回しなきゃいけないじゃないか。総務部長から抗議をしたらどうかという意見があったと思いますが、総務部長は抗議に値する案件ではないと流されたというふうに思います。

そこで、この13回口頭弁論調書に、A第26号証について、提案理由に「裁判所から民事訴訟法第89条の規定により和解の試みがなされた」と記載しているが、裁判所から和解勧奨をしていないと書いてあります。

一方、第120号議案和解の件の提案理由「裁判所から民事訴訟法第89条の規定により和解の試みがなされたので、和解することとしたい」と、この2つの公文書全く違った見解を総務部長はどうお考えですか。

市川総務部長 午前中の答弁の繰り返しにはなってしまいますが、提案理由にありました「裁判所からの和解の試みがなされた」という記述につきましては、裁判長が「裁判所は和解の手続はしていない」という発言をいたしました。それについては、裁判所は積極的な和解勧告という意味での和解の試みまではしていないという趣旨と理解しているところでございます。そのため口頭弁論調書にありますように、裁判長の発言後、被告として裁判所から和解の勧奨はされていないというような旨の発言をしたところでございます。

一方、提案理由の記述につきましては、裁判手続において裁判官の関与のもとで和解に向けた協議があったという趣旨でございまして、ここは事実と異なるものを示したわけではございません。口頭弁論後、既に撤回請求を行った議案ではありますけれども、口頭弁論の裁判長の指摘と照らし合わせて考えてみますと、提案理由の記述につきましては「裁判所から和解の試みがなされたので」ではなく「裁判手続において裁判官の関与のもとで和解に向けた協議があったので」としていれば、よりわかりやすいものとなっていたと思われま。

そのような意味においては、事実と異なるものを示したわけではございませんが、そういう表現にしていればよかったのかなど。逆にいうと、よりわかりやすい表現としていなかったことについては、反省をしているところでございます。

今後どのような議案を提出する場合であっても、わかりやすい提案理由となる要注意してまいりたいと考えております。

飯島委員 総務部長ね、申しわけないけど、わかりやすい言い方とか、裁判所が積極的に和解を進めていたんじゃないとか、そういう問題じゃないと思いますよ。全く違う真反対のことを言っているんですよ。総務部長として、このことに責任を感じないんですか。

市川総務部長 私のほうから先ほど答弁したとおりでございます。

この提案理由説明について、事実と異なるものを示したものではないと考えております。ただ、事後になってしまいますけれども。

飯島委員 質問に答えていただけますか。責任を感じているか感じていないかというこ

とです。

市川総務部長 先ほど申し上げましたけれども、よりわかりやすい表現としていなかったということについては、反省しているところでございます。

飯島委員 反省なんて聞いていないですよ。ちゃんと質問に答えてください。そういうのを、ご飯論法というんです。
責任を感じているか、感じていないか。

市川総務部長 総務部長として責任があるからこそ反省しているわけでございます。

飯島委員 もう一回言ってください。済みません。

市川総務部長 この提案理由説明についてですね、議会担当部長として議会に提出するに当たって、チェックする立場にあるんですけども、そういうような責任があるからこそ、このよりわかりやすい表現としていなかったことについて反省しているところでございます。

飯島委員 御本人の口から言えないということで感じました。責任を感じたと私は解釈しました。

であるならばね、これは足立弁護士も随分関与したと、この検証委員会の中でいろんなお話があります。足立弁護士に対する情報から、こういう流れになったということも、ここで議論されたと思いますが、足立弁護士に対する責任はどう考えますか。

市川総務部長 これはあくまでもその提案理由説明、私ども執行部が議会に提出するに当たってのお話でございますので、もちろんその訴訟代理人抜きにはこういった表現は書かないんですけども、先ほど申し上げたその反省しているということにつきましては、あくまで私の立場から反省しているということでございます。

飯島委員 なかなか奥歯に物の挟まった言い方をされていて、私としては、足立弁護士については、県としては任命責任、あるいは依頼責任があると解釈しています。

それで、私、とても懸念するんです。ちょっとこの資料とは別になって関連なんですけど、今、検証委員会を県が立ち上げて、そのメンバーには、専門の弁護士さんが多いという答弁もあったかと思います。その中で、検証委員会のメンバーが今の時点でまだ議会に発表されていないと、そういう意見の中で、その検証委員会のメンバーは大丈夫ですかと、こういう言い方は、ざっくりばらんなんですけど。弁護士だから公平公正で、そういう責任感のある方で構成していますという答弁を、たしか保坂行政経営管理課長からいただいているんです。だけど、足立弁護士も立派な弁護士ですよ。悪意でやったとは思わないけど、やっぱりミスもあるんです。

だから、弁護士だからって公平公正で、全て100%の仕事をするというのは、私は、これが崩れていると。そういう意味でも、検証委員会を構成する弁護士のメンバーを精査するなり、議会にも諮っていただきたい。とても危ういと思います。その辺について、どう思いますか。

市川総務部長 まず、委員の御質問にはなかったんですけども、今の御質問の中にあつた御発言として、足立弁護士がミスをしたとおっしゃっていましたが、私どもとしてはミスをしたとは認識してございません。その上で、検証委員会

の位置づけについて申し上げますけれども、現時点においては、検証委員会というのは立ち上がってございません。年末に保坂課長のほうからも答弁しましたように、その和解案に基づいて立ち上げる予定であった検証委員会の構成員としては、さまざまな法的な知識というのが必要になってくると思いますので、弁護士を想定していたということでございます。

飯島委員

ですからね、これは議論してもどういう解決方法をしなければいけないということに帰結しなきゃいけないと思うんです。検証委員会のメンバーの弁護士案があるなら、案を想定していただいて、プロフィールとかを開示していただきたいというのを要求したいと思います。

それから、さっきの13回口頭弁論のところに戻りますけど、総務部長からは残念ながら責任という言葉は聞かれませんでしたけど、反省していると。責任を感じていると、私はとりました。ただ、それをちょっと見える形にしないと県民も納得しませんよ。新聞に出て、鈴木裁判長からは「そんなことを言っていないのに失礼だ」みたいに書かれて、抗議もしていない。だけど結果的に、調べたら、こちら側が誤っていたと。それをうやむやに、ある意味、お茶を濁すような、そういう県の体質でいいんですか。山梨県のやり方として、県民に対しても、鈴木裁判長に対しても。お答えください。

市川総務部長

まさに報道等を通じていろんな御指摘、特別委員会でももちろんありましたし、報道でもあったのは承知しております。であるからこそ、今、私はこの場に立って御答弁を申し上げていると。その答弁の内容というのは、先ほど申し上げたとおりでございます。今、この撤回請求を取り下げるに至っているわけですが、こうした状況にあっても、それによってうやむやにするとかではなく、当時の提案理由説明について、どう考えているのかということに対して、私どもとしては真摯に答弁させていただいているつもりでおります。

飯島委員

いや、だから、見える化しないとわからない。誤解されますよ、ずっと。

反省しているとおっしゃった。私は責任を感じていると受けとめました。責任を感じていることを形にしましょうと。そのほうが、今後の執行部としての県政運営というか、山梨県民にも鈴木裁判長にも丁寧だと思いますよ。ああ、否を認めてくれたなど。過ちは誰でもあるから潔いなど、こういう、いい結果のほうが出ると思うんですけど、その責任のとり方について、もうここで多分答弁いただけないと思いますから、ぜひ考えていただいて、報告を受けたいと思います。皆さんにお諮りください。

市川総務部長

済みません、ちょっと繰り返しになってしまうんですけど、今、委員御指摘の点があるからこそ、私はこのように、きょうの委員会に臨むに当たって、きちんと私どもとして整理した上で、私自身の責任もありますので、私自身がどうやって議会の委員の皆様へ御説明するのかということを考え抜いた末に、今、言ったような答弁を申し上げているという次第でございます。

白壁委員

また素朴な質問ですけど、提案理由の説明って、提案者は誰でしたっけ。

市川総務部長

知事でございます。

白壁委員

知事は、これに対してどういう反省点を持っているんだろう。

市川総務部長

済みません、この場においては総務部長の立場から答弁させていただいてお

りますけれども、本日このように答弁させていただくことについては、もちろん執行部を代表して答弁しているわけですから、知事にも了解はっております。

白壁委員 今、市川総務部長が答弁されていることが、知事の答弁だということによろしいわけですね。

市川総務部長 済みません、あくまで私の答弁なので、そこは知事の答弁とイコールかと言われるれば、またそれは違うんですけれども。少なくとも執行部で、かつ総務部長という責任ある立場として申し上げられるのが、先ほどの答弁でございました。

白壁委員 その総務部長に情報を提供したのか、知事に提供したのか、その提供した人は訴訟代理人の足立弁護士でいいんですか。

市川総務部長 今の私の答弁内容の話でございましょうか。

白壁委員 要は、今回の提案理由の説明の中に書いてあったようなことを、今回取り下げるのか何だかよくわかんないんだけど、まだ決まっているのか、決まっていないのかわかんないから、それを出すための情報を提供したのは、誰がしたんでしょうか。

市川総務部長 情報提供ということは、私の答弁案につきましては、私が知事とお話ししております。先ほどの答弁の中にもありました提案理由に書いてあったこと、そして口頭弁論の際に行われたこと、こういったことを踏まえて、先ほどの答弁のとおりにしたところですから。

白壁委員 提案理由の説明を、そういう形で誤謬なのか虚偽なのかわかんないけど、そういうことを書くための情報提供したのは、訴訟代理人の足立弁護士でいいんですか。

市川総務部長 昨年末の口頭弁論、報道で出て以来、その現場にいたのは、当然その訴訟代理人でもありますので、そこは私ども執行部としてしっかり確認しながら進めてまいりました。

白壁委員 訴訟代理人の足立弁護士を任命したのは誰ですか。

保坂行政経営管理課長 足立弁護士と山梨県知事との契約になっております。

白壁委員 選んでその方と契約したということは、この人がいいんだと任命したのは知事ということだね。
この予算というのはどこから出ているんですか。

保坂行政経営管理課長 一般会計の予算から出ております。

白壁委員 ということは、県費から出ているということですね。
この県費から出ている予算を使って、足立弁護士が情報を提供して、提供した情報が故意なのか、過失なのか、間違いなのかはわからないけど、そういうことで、今回の間違いにつながったという捉え方でよろしいんですか。

市川総務部長 先ほど申し上げましたけれども、私どもの提案理由につきましては、事実と異なるものを示したわけではないと思っております。

白壁委員 事実と異なるものじゃないと部長は言われるけど、裁判官はそう言っていないよね。これは裁判官がうそを言っているということかな。

市川総務部長 裁判長の御発言を否定しているわけではないのは、口頭弁論調書のとおりでございます。

白壁委員 そうじゃなくて、裁判官は違うと言っているんだから、間違っていたということだよ。もしくは、裁判官がうそを言っているわけじゃないよね。

市川総務部長 裁判長のほうで、提案理由説明を全て否定したのではなくて、「裁判所から和解の試みがなされた」という記述に関して、裁判所は和解の手続はしていないという御発言がありました。こちらについては、裁判所は積極的な和解勧告という意味での和解の試みはしていないという趣旨と、私どもは理解しております。

白壁委員 先ほど、皆さんも聞いていたと思うけど、鬼丸元最高裁判事は、こういった場合に裁判所が和解を試みるということは普通考えられないと言っているんだけど。ということは、裁判官が間違ったのかな。

市川総務部長 済みません、鬼丸参考人の御発言の趣旨はわからないので、そこはちょっと答弁は控えさせていただきます。

白壁委員 保坂課長、答えてくれる？ さっき、聞いていたよね

保坂行政経営管理課長 済みません、私は別件の業務でちょっと聞いておりません。

白壁委員 裁判官は、間違えましたと言うわけにはいかないよね。同じく弁護士も間違えましたと言うわけにはいかない。弁護士は間違えることもあるのかな。僕は弁護士は裁判官と同じで間違えちゃだめだと思う。裁判官も弁護士も間違えてはいけないと思う。裁判官が間違えたのかな。捉え方はどう？

市川総務部長 先ほどの鬼丸参考人の御発言の趣旨からの御質問であれば、ちょっと私からの答弁は差し控えるべきだと思いますけれども、私が先ほど答弁申し上げた裁判長の指摘について、間違えていると言うつもりはなく、むしろ裁判長の指摘も踏まえれば、もう少しよりわかりやすい表現があったんじゃないかとまで言っているわけですから、裁判長に異議を申し上げるとか、反発するとか、そういうような考えは持ち合わせておりません。

白壁委員 ということは、裁判官は間違っていなかったという意味に捉えていいわけね。よろしい？

市川総務部長 少なくとも、裁判所が和解の手続はしていないという発言については、その趣旨を踏まえれば、先ほど申したとおり、提案理由説明が、よりわかりやすい表現となっていたということでございます。

白壁委員 例えば、和解を試みるがあったとすると、そのときは、被告側に丸投げはしないんだって。やるとしたら、金額をしっかりと決めてやる。そもそも、基本的には期日と期日の間にやるというのもおかしいんだって。
ということは、裁判官が間違っただということかな。

市川総務部長 私のほうから評価するべき立場にありません。

白壁委員 ということは、弁護士が間違っただ皆さんのところへ提示したおかげで、提案理由が間違っただものになったのかな。

市川総務部長 現実には、裁判手続において裁判官の関与のもとで私どもは和解の協議をしていたわけでございます。この事実がありましたので、私どもは、その事実に基づいて和解案の議案を提出しているということでございます。

白壁委員 立ち話で、もうぼちぼち和解しましょうよということなのかもしれないけど、基本的、そういうことはないんだって。

何回も言うとおおり、被告側に任せて、全部あんたたちに丸投げするよ、勝手に金額を決めてということ、裁判所の人たちがそういうことをすることはまずない。まずないというか考えられない。でも、裁判官が和解の勧告をしたということで、それによって影響を受けた議員が相当いたんだよ。もしかすると、そこで和解の議決をしたかもしれない。そうすると、これは瑕疵ある議決で大変なことになって、日本中から世界中から笑われるところだった。この点についてどう考えますか。

市川総務部長 年末の御審議の中で、提案理由説明の表現について、何度か御質問をいただきました。その際、私のほうからは、一貫して趣旨とすれば「裁判手続において裁判官の関与のもとで和解に向けた協議があった」という御答弁をさせていただいていたところでございます。そういった趣旨のもとで、その提案理由説明自体は事実と異なるものを示したものではなかったということですが、先ほども申し上げたとおり、よりわかりやすい表現として、そのまま「裁判手続において裁判官の関与のもとで和解に向けた協議があったので」ということを書いていけば、よりよかったのかなとは思っております。

白壁委員 まず一つ、血税を使っていること。

虚偽なのか、間違いなのか、まやかしのなのか、だまそうとしたのかはわからないけど、誤謬なのかはわからないけど、これをやった人、情報を提供した人の責任はどうなるの？ その人を任命した人の責任はどうなるの？

これは我々をだますわけじゃない、県民をだましたことになるんだよ。間違っていたのかもしれない。だましたのかもしれない。でも、弁護士というのは、我々が大金を払って契約している人だから間違っちゃだめなんだよ。同じように、裁判官も間違っちゃだめなんだよ。ということは、裁判官の言っていることは合っていたんだ。この点についてどう思う？

市川総務部長 もとより、虚偽の提案理由を出すことが、執行部側としてあり得るわけではないので、私どもとしては、事実と異なったものを示したわけではないということについては、御理解いただきたいと思っております。

白壁委員 この件について、誰が責任をとるの？総務部長が責任をとるの？それとも、弁護士がとるの？弁護士を任命して契約した人がとるの？

県のお金を使っているんだよ。県民は、みんな怒っているよ。
誰が責任とるの？

市川総務部長 済みません、弁護士のほうでミスがあったわけではございません。その上で、先ほど言っていたように、今回の御指摘の内容が、県として考える提案理由説明については、よりわかりやすい表現があったらということなので、そういう意味では、今後、私どもの責任として、どのような議案を出すに当たっても、きちんと、わかりやすい提案理由となるように努めていくというような形で、私どもとしては責任を果たしてまいりたいと思っております。

皆川委員長 もうこの件については、議長に申し込んで執行部説明会をやってくれるということだから、そこで、しっかり答弁してください。

向山委員 午前中その後、さまざまな参考人の先生方からお話を聞いて、先ほど白壁委員のほうからも発言がありましたけれども、いろんなお話をいただきました。
弁護士会の太田弁護士に参加いただき、民事訴訟法の89条の規定について御説明いただきました。自分は、裁判所について質問させていただいたんですが、建物の裁判所か、3人の合議体の裁判所か、裁判官かという質問をさせていただいたら、どの弁護士からも、裁判所は合議体だというお答えを伺いましたので、それと違うような判断をされたというのは、足立弁護士に瑕疵があったと考えざるを得ないと思います。
過去のやり取りの中で、正直言って自分は当局側の瑕疵は余りないと思っております。なぜかといいますと、当局側は弁護士に対して、今回和解案を提示をした上で了解をいただいて、今回提出をしています。そうであれば、当局側も法的な知識がない中で、足立弁護士に出して、了解を得ているということであれば、足立弁護士の責任が一番大きいと、個人的に判断をいたします。
よって、今後県当局のほうで御説明会をいただくときには、足立弁護士に同席をいただいて、しっかりとその経緯について御説明をいただくべきだと思います。足立弁護士の同席を要望したいと思います。

皆川委員長 執行部説明会を改めて開いてくれるので、その席に足立弁護士を呼ぶことはできますかね。どうですか。

市川総務部長 足立弁護士の御都合もあろうかと思っておりますので、そこは委員の先生方のほうからの御指摘であれば、調整させていただきたいと思っております。

皆川委員長 顧問弁護士だからね、絶えず出てもらわないと。

向山委員 その上で、せっかく鬼丸先生のお話もいただいたので、先ほど白壁委員からもあったんですが、ちょっと紹介をさせていただきます。
和解案についてです。裁判所の許可を得ていないのは明らかだと。原告と被告で終わらせようとするのは、経過で見れば明らかであると。和解条項の3項と4項まではよくあるパターンだが、1項と2項は被告に丸投げで、これを裁判所がオーケーするはずがない。執行力が全くないのと一緒で、裁判所が提案するはずがない。本当の意味で紛争は解決しない。司法界からしたら意味のない和解条項である。丸投げしている。執行していない。あり得ない。一目見てわかってしまう。裁判所では通らない和解案であるという御指摘をいただきました。

その上で、これまでの結論、いろんな判断等は法律に基づいて全て行われて

いると思います。ここについても御見解をいただきました。例えば、違法無効についてですけれども、違法無効については、そもそも、この平成17年11月17日の最高裁判例、これを全てとってしまったら、絶対的なものだとは普通は信じているが、そうではありません。平成30年11月6日の最高裁判例で、全く反対の判例が出ています。むしろこちらを参考にするべきではないでしょうかという御発言をいただきました。

もっと言いますと、平成17年の判決にも触れているので、むしろ平成30年のほうが重要な判決だと。これをもとにして言っているのは「へ理屈」という言い方をしていましたけれども、司法界に属していない方は、最高裁判例は二度と覆せないと思うが、地方自治法の法律的な効果を述べたものではないというような御判断をいただきました。

もう一点、澤野先生も法律家のお立場から御判断いただきまして、違法無効について、237条2項についてですけれども、論理構成自体がおかしい。不相当に低額であるとはいえないと。それぞれの時代に応じて事実として適正な賃料としてやっている。これを全て違法無効と判断するのは、法曹界において誰もいないのではないかと御発言もいただきました。

その上で、鬼丸元最高裁判所判事は、適正な判断については、裁判所は鑑定書というのは参考資料にしかしないと。このまま裁判を続けたほうがいい。適正な対価を払えとは言わない。裁判所は1円まで決める。適正な価格というのは意味がないとおっしゃっていました。

私は、当初から一般質問の段階から判決を求めていましたので、今回、和解案の取り下げは、よかったなど、個人的には思っています。

その上でお伺いをします。和解案を断念した今でも、県としての今回の決定にかわりはないことを確認したいと思います。

まず、現況をもとにした不動産鑑定及び約20億円の鑑定をした嶋内鑑定の手法と正当性、適正性、また富士急行との賃貸借の契約の違法無効、これは全て、今でも、それが正しい決定だと、変わらないということによろしいでしょうか。

市川総務部長 済みません、まだ御議決いただいておりますけれども、和解議案につきましては、撤回請求をさせていただいているところでございます。これを逆にいうと、住民訴訟が継続されるということになっているわけでございます。

今、委員御指摘の点につきましては、今後の訴訟方針ということになりますので、個々具体的な訴訟の方針について、今、撤回請求後直ちに答弁することは控えさせていただきます。

向山委員 訴訟のことを聞いたつもりはなく、ちょっと聞き方が悪くて済みません。

執行権のある県有林を所管する森林環境部の部長と林務長にお伺いします。これまでさんざん決定した事項として、今までの適法性について法律上成り立たない、あり得ないことだということで、今回の問題の出発点となったと承知をしています。訴訟は継続になりましたが、もう一度言います、現況をもとにした不動産鑑定、嶋内鑑定の手法の適法性、適当性、富士急行との契約の違法無効、賃貸借契約の違法無効について、全て山梨県としての決定事項でよろしいでしょうか。

金子林務長 先ほど総務部長が答弁させていただいたとおり、訴訟の方針については、お答えを控えさせていただきますが、そもそも、今回の住民訴訟の意義を踏まえて、こちらから積極的な適正な対価という真実を発見していこうという中で、私どもとしては、これまでの開発前の山林素地価格を基礎とする考え方が

適正であるということを立証するために手を尽くしてきたわけですが、法的に、その適正性を説明することはできないことが明確になって、現在もその考え方は間違っていたということを、前回の11月の公判で申し上げたというところがございます。

向山委員 これまでの答弁を振り返らせていただきます。金子林務長は、12月9日にこのようにおっしゃっています。所管部としてはこれまでの開発前の山林価格を素地とする考え方は適正だということを立証するための手を尽くしたわけですが、法的にその適法性、適正性を説明することはできないことが、ここが重要です、明確になって、今回の状況に至っているところがございます。明確になったということは、今それが正しい、決定事項だということによろしいでしょうか。

金子林務長 適正性を説明できないということが、明確になったというところがございます。

向山委員 賃貸借契約は、違法無効なのでしょうか。

金子林務長 違法無効かというところは、私ども、今、判断できるところではございません。

向山委員 済みません、もう根本から全て、今、びっくりした発言なんですけども。11月30日以前に戻ってしまった気がするんですが、違法無効だからこそ、今回の話を進めてきたという前提を、何回も確認させていただきました。ぜひ議事録を読み返していただきたいと思います。違法無効であることは決定事項、自分たちの中で判明をした事実だと。それはなぜかという、現況の価格でやっていなかったから、地方自治法上の237条の2項に反しているから違法無効なんですと。その根底が崩れちゃうと何も議論ができないんですが、違法無効ではないのでしょうか。今は研究をしている段階なのでしょうか。今までの答弁が全部うそだったのでしょうか。

金子林務長 適正性が説明できないということですので、これはその237条の2項の規定による適正な対価とはいえないと考えてございます。

向山委員 だからこそ、8月10日の準備書面において、その後も含めて、違法無効であると断言しているんです。裁判所の中で。訴訟の中で。だからこそ違法無効を原点として和解案の成立を目指して、皆さんで議論してきたんじゃないですか。それを、今、自分たちの中で検討しているというのは、ちょっと意味がわからないんですけども、違法無効であることは決定事項なんですよね。それはなぜかという、県の訴訟代理人が違法無効と言い切っているんですよ。ということは、県が違法無効と判断しなかったら、それこそ足立弁護士が勝手に言っているということになっちゃうんですよ。違法無効というのは決定事項なんですよね。

金子林務長 地方自治法237条2項に定める適正な対価ではないと。これに定める適正な対価ではないということは、この法律に対して適正ではないと、反しているということだと思います。

向山委員 違法無効について言ってください。3人言ってください。それは何回も確認しているはずです。

金子林務長 要するに237条2項の適正な価額ではないということではありますが、違法無効だという判決をいただいたわけではないという意味で、違法無効と決まっているわけではないと申し上げました。

市川総務部長 これまで8月の上申書にばかり、その11月の準備書面ばかり、被告側から出されたものについて、否定しているとか変わったとか、そういったことはございません。

向山委員 違法無効については？

市川総務部長 書いてあるとおりでございます。

村松森林環境部長 法的な議論の末、到達した結論が、その地方自治法に照らし合わせたときに、その法律の趣旨に合っていないということでございますので、その意味で違法状態であり、無効であるという判断です。

向山委員 林務長は、ちょっと表現が違いましたが、県として違法無効であることは、今でも変わらないということを確認ができました。

これは裁判で判決が出た場合にわかることですが、県が違法無効であるという判断をしたのであれば、これは個人的な感覚ですが、違法無効であることを前提にして業務執行を進めていくべきだと考えます。

そこで、この主張の大転換のポイントについて、小越委員等々もありましたが、金子林務長は12月17日の答弁でこのようにおっしゃっています。しっかりした会議は何度も行っていますと。この会議の資料はどこでどのようにして作成されて、保存されていますでしょうか。

金子林務長 そこで申し上げた会議というのは、御提出させていただいた知事との打ち合わせ会議のことだと思います。

向山委員 しっかりした会議ということで、今回出していただいたものだと承知をしました。

その上で、資料としては、この3点のみということで、先ほど午前中に御答弁がありましたが、総務部のほうからは、秘書課を通じて御連絡があったということですが、秘書課のほうには、この資料が存在するのでしょうか。

小澤資産活用室長 私のほうには、秘書課のほうから口頭で、知事の問題意識、こういう問題の意識を持っているということで、報告といいますか、情報提供があったということでございますので、この資料を見せてもらって、ここが問題だというような形での会議形式での指示や情報提供ではございませんでした。

向山委員 総務部の担当課の皆さんにお伺いしても、なかなか難しいと思いますので、秘書課のどなたか存じませんが、また議論の際には秘書課の皆さんも御参加いただいて、一緒に議論をしたほうが、当時どういうやり取りをやったのか、わかるかと思いますが、そこはお願いをしたいと思います。

和解案の撤回請求が出されていますが、和解案に賛成の議員もいらっしゃいますので、取り下げになるかわかりませんが、今後、この県有地の検証特

別委員会についてですが、この部分については、県有地全体を議論することになっています。今後、大きなこの転換点について、知事もおっしゃったように、県と県議会で一緒にやっていくためには、この県議会の意見も大いに反映をしていくべきだと思いますが、県議会の、この特別委員会及び県議会全体の意見を、今後も県の方針にさまざまな面で反映をしていくお考えはありますでしょうか。

市川総務部長 もちろん、その特別委員会しかり、それ以外の会議もしかり、議会の御指摘・御指導については、きちんと県政にできる限り反映していきたいと思っております。

向山委員 今後検証委員会の中でお話をいただくことになると思います。
検証委員会のメンバーは、この特別委員会を通して、重要な委員会だと、私は考えています。このメンバー構成においても、県議会の意見を得て、県議会と県がともに不動産の鑑定のは是非や、今後の訴訟の進め方、訴訟の進め方は一歩置いたとしても、県有地全体のあり方を行うべきだと思いますが、この県有地の専門家委員会のメンバーを県議会推薦の中から出す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

市川総務部長 現在のところ、その検討はしておりません。

向山委員 ぜひ検討をしていただきたいと思っております。ぜひ県議会とともにやるべきだと思いますが、林務長、いかがでしょうか。

市川総務部長 済みません、検証委員会は、総務部のほうでやろうと考えております。検証される側とする側と、少なくとも県の中でも事務局は分けるべきであろうという考え方のもとでやっておるところでございます。
委員の御指摘については、意見として承らせていただきたいとは思いますが、今ここで、そのことについてお約束することは、申しわけないですが、差し控えさせていただきたいと思っております。

向山委員 委員会として、いろいろお話を聞いて、例えばですけれども、細田弁護士は、お話を聞く中で、県有地の恩賜林について、かなり深い見識をお持ちだということ、改めて再確認させていただきました。さらに、きょう午前中にお伺いした澤野先生は、恐らく、今回鑑定を出したどの鑑定士よりも鑑定書を読み込んで出されていると思います。加えて、鬼丸元最高裁判所判事も、今回全ての文書について一読いただいた中で御判断をいただいております。この御三方をぜひ加えていただきたい。これは要望とさせていただきます。
最後に、当初予算編成に向けてお伺いします。
小越委員からお話がありましたが、違法無効状態のある、この状況を打開して、20億円の賃料で予算編成をするのが決まった決定事項であれば、筋ではないかと思っておりますけれども、森林環境部のお考えをお伺いします。

金子林務長 先ほどの違法無効について少し補足させていただきますが、県としては、237条2項に違反している違法状態で無効なものだと考えてございます。ただ、済みません、そのことが決まったのかと捉えましたので、それについてはということでございます。
予算につきましては、これから適正な賃料の算定、検証委員会等も踏まえて行いますので、手続上、当初予算に変わった考え方で計上するのは困難だと考

えてございます。

向山委員

これも12月24日、足立弁護士が御回答いただいております。今回違法無効状態にあるということについては、効力を有さないとおっしゃっています。加えて、違法無効状態であるということは、契約更改はなじまないと。契約の再締結でなければならないとおっしゃっています。

しかも、これはもっと言いますと、富士急行の今回の該当土地だけではなくて、開発前の素地価格を算定としたもの全てが、違法無効状態にあると解せるということをおっしゃっています。膨大な作業ですけれども、既に進めているかと思えますけれども、この状況は今どうなっていますでしょうか。

金子林務長

それらにつきましては、今後立ち上げます検証委員会の中で検証していくべき事項だと考えております。

向山委員

最初に申し上げさせていただきましたが、今回が本当に間違いであれば、戦後の県政の中で一番の不祥事になるような状況だと思います。もっと言うと、私どもも見させていただいた富士急行の旭ヶ丘を含めて、あそこは富士急行が、今、不法占有している状態で、その状況をそのまま見過ごすということをお認めしていることになってしまいますので、それは早急に対応されるものだと考えています。

もっと言うと、この開発前の素地価格、山林原野として算定をしているところには、今後の、この特別委員会でも相当な議論が必要だと思います。開発前の素地価格として算定している場所の一覧表は、もう既につくってあると思えますけれども、違法無効状態にあるものを全て書き出した上で、委員会への資料提出を求めるとともに、加えて、これは別件なんですけど、後藤知事時代の意見書にもありましたが、平成29年当時の森林環境部にお問い合わせをして、妥当性を弁護士及び不動産鑑定士に聞いている、当時の関係資料全ての提出を求めます。

加えて最後に、これは私も問題意識を持っておかしいと指摘をさせていただきましたが、くしくも知事が同じことをおっしゃっていただいております。週刊新潮に載っていた部分と重なる部分もあるんですが、そっちのほうは県幹部だったんですが、この前の知事の記事掲載ですが、富士急に貸している440ヘクタールのうち17ヘクタール分については、北富士演習場の一部として国に貸した形になっていると。この二重賃貸は1973年度以降、半世紀近くにわたって続いており、富士急が何の努力もしていないのに、貸付料と演習場交付金の差額として、総額1.6億円もの利益が同社に提供されていることもわかったとおっしゃっています。

過去の特別委員会の答弁の中で、北富士演習場の賃貸については、適正であると林務長から御答弁をいただいておりますが、知事もおっしゃっているように、この検証委員会の中でも、丁寧に議論をするべきだと考えます。

よって、この部分については、吉田の恩賜林組合も、ここを転貸している部分はあると思えますので、北富士演習場にかかわる県として、幾らで貸している、これまでどの団体がどれほどもうけていたのか、また知事がこう言っていますので、恐らく県として今後返還、あるいは是正を求めていくことになると思えますが、関係資料全ての提出を求めます。

皆川委員長

ただいま向山委員から要求にありました一覧と吉田恩賜林組合ですか、全ての資料の要求につきまして、執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 よろしくお願ひします。

小越委員 午前中言いましたメモの話ですけども、存在を確認することができませんでしたということで、何回言っても出てこなかったんですけど、それを認めてしまいますと、県庁職員が、そんな仕事をしているということになっちゃうんですよ。必ずどこかにはあるはずですよ。全部に当たってもらいたい、全職員に。一つもないなんていうことがあるわけないんですよ。

公文書管理の会議でも、知事に行くときに何も資料がない。きょう話し合ったことも、この委員会とかでも、皆さんは報告しないんですか。絶対どこかにはあるはずですよ。なかったら隠していると見られちゃいますよ。会議録、メモ、全部出してください。

なぜ急に、富士観がかわいそうということを言い始めたかということが、ある意図が働いていたかどうかも含めて、立証しないと困るんですよ。

全部出してください。異議を払拭してください。ぜひお願ひします。

また同じように、ありませんでしたということになりましたら、本当に山梨県庁の職員というのはどういうことかと見られますよ。ぜひお願ひしたいです。

渡辺委員 澤野不動産鑑定士に来ていただいたときに、そのお話の中で、今まで県の皆様方は、嶋内鑑定士の鑑定書が正式なものであるとおっしゃられてきて、澤野鑑定士の鑑定書は意見書であって、裁判の資料として、裁判所に証拠提出するつもりではなかったと。参考としてというような話を記憶しております。

しかしながら、本日、澤野参考人の発言の中から、当然その裁判の資料として作成しているというような話がありました。その後に、澤野鑑定士に対して、業務委託契約書等を県と結ばれたのか確認したところ、結んでいるというお話をいただきました。

真偽をはっきりさせたいと思いますので、例えば、支出負担行為伺書、業務委託契約書、業務完了検査書、業務完了検査結果書、そして支出命令書等、また、変更契約もやられていると思います。真偽をはっきりさせるため、その他資料一式を要求したいと思います。

皆川委員長 ただいま渡辺委員から要求のありました会計関係資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 異議なしです。よろしくお願ひします。

その他

- ・ 現地調査を1月25日並びに1月28日に実施することとし、詳細について後日連絡することとした。
なお、通常、特別委員会の現地調査には、委員外議員の同行はないが、本案件については議員各位及び県民の関心が非常に高いことから、希望する委員外議員については例外的に出席を許可することとした。
- ・ 参考人として出席された太田弁護士から資料が送付されたため、委員各位に資料を配布した。